⑲　事業分離に関する事項（財務諸表等規則第232条、第233条及び第235条の規定に準じて記載すること。）

［⑳～㉒　略］

［２～５　略］

［第３・第４　略］

第５

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間株主資本等変動計算書

［表略］

（記載上の注意）

［１～５　略］

６　財務諸表等規則第316条から第319条までの規定に従い注記すること。

７　遡及適用（財務諸表等規則第８条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、修正再表示（同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）又は当中間会計期間の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間会計期間の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

［第６・第７　略］

別紙様式第６号の３（第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　略］

（記載上の注意）

［１～３　略］

４　上場会社等（金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（同項に規定する半期報告書をいう。）を提出しなければならない会社（同項ただし書の規定により当該半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である保険会社（特例企業会計基準等適用法人等である保険会社を除く。）にあっては、この様式中、「第２の２　中

⑲　事業分離に関する事項（中間財務諸表等規則第５条の14、第５条の15及び第５条の17の規定に準じて記載すること。）

［⑳～㉒　同左］

［２～５　同左］

［第３・第４　同左］

第５

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間株主資本等変動計算書

［同左］

（記載上の注意）

［１～５　同左］

６　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第65条から第68条までの規定に従い注記すること。

７　遡及適用（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第２条の２第35号に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。）、修正再表示（同条第37号に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。）又は当中間会計期間の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当中間会計期間の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

［第６・第７　同左］

別紙様式第６号の３（第59条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結業務報告書

年　月　日

金融庁長官　殿

住　所
会社名
代表取締役　氏　名

年　月　日から　年　月　日までの当社及び子会社等の業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目　次

［第１～第３　同左］

（記載上の注意）

［１～３　同左］

４　上場会社等（金融商品取引法第24条の４の７第１項の規定により四半期報告書（同項に規定する四半期報告書をいう。以下４において同じ。）を提出しなければならない会社（同条第２項の規定により四半期報告書を提出する会社を含む。）をいう。）である保険会社（特例企業会計基準等適用法人等である保険会社を除く。）にあっては、この様式中、「第２の２　中間連